

○国土交通省告示第千百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年十月六日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稻生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県宇和島市高串字丁田、字金山、字寄防藪、字中窪、字家藤、字漆ヶ窪、字琴ノ川、字木瓜谷及び字河舞、光満字トリコヘ、字下中畑、字中畑、字上中畑、字ソウカレ、字ヒビノキ、字ヒヒノ木、字ヒビノ木、字大河内、字大川内、字山ノ下、字紙漉、字カミスキ及び字メクラ谷、三間町務田、三間町曾根、三間町成家並びに三間町則地内

愛媛県西予市宇和町皆田及び宇和町稻生地内

2 使用の部分 愛媛県宇和島市高串字丁田、字金山、字寄防藪、字中窪、字家藤、字漆ヶ窪、字琴ノ川及び字河舞、光満字下中畑、字中畑、字上中畑、字ソウカレ、字ヒビノキ、字ヒヒノ木、字ヒビノ木、字榎尾、字大河内、字山ノ下、字紙漉、字カミスキ及び字メクラ谷、三間町務田、三間町曾根、三間町成家並びに三間町則地内

愛媛県西予市宇和町皆田及び宇和町稻生地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県宇和島市高串字丁田地内から愛媛県西予市宇和町稻生地内までの延長15.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能

を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線（以下「本路線」という。）は、愛媛県南部地域を南北に縦断する高速自動車国道である。本路線沿線に位置する宇和島市、西予市は豊かな自然に恵まれた宇和海に面しており、宇和島市を中心としたブリ類、マダイ及び真珠などの海面養殖業や沿岸部における温州みかん等の生産が盛んで、生産量は全国有数を誇り、松山市をはじめ、関西・関東方面に広く出荷されている。また、沿岸部のリアス式海岸は足摺宇和海国立公園に指定され観光資源にも恵まれている。沿線地域における都市間の移動、物資の輸送及び観光地へのアクセスは、松山市以南は貨物鉄道の営業がされておらず、宇和島市街部以南は旅客鉄道も営業されていないことから、その多くが自動車輸送に依存している。

しかしながら、本路線に並行する一般国道56号は、宇和島市、西予市の市街部、起伏のある沿岸部を通過する2車線の道路で、物流、観光による通過交通と地域住民の通勤等の日常生活による地域内交通がふくそうしており、自動車交通量が多く、各所において慢性的な交通混雑が発生していることから、円滑な交通が阻害されている状況にあり、当該地域の地域経済、地域産業の活性化のため自動車交通の高速化及び定時性を確保する高規格道路の整備が急務となっている。

平成17年度道路交通センサスによると、自動車交通量は宇和島市高串字申生田地内で20,813台/日、同市吉田町立間字屋敷地内で16,374台/日、同市吉田町法華津地内で14,739台/日、混雑度はそれぞれ1.55、1.25、1.41となっている。

本件事業の完成により、愛媛県南部地域と県都松山市、高松市、徳島市及び高知市などの四国地方の主要都市、さらには関西・関東方面との間に高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による主要製品の販路拡大、観光圏の拡大等による当該地域の地域経済、地域産業の活性化及び救急医療等における利便性や安全性の向上に寄与するものと認められる。

また、一般国道56号の通過交通を本路線が分担することから、一般国道56号の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛媛県知事が平成8年10月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき環境影響評価を実施したところ、いずれの調査項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、起業者は、計画交通量の見直し及び上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成19年8月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で上記の環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、そのうち発掘調査が必要とされた3箇所のうち1箇所については調査が終了し、記録保存等の措置を講じている。また、起業者は引き続き残る2箇所について発掘調査を行い、愛媛県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、愛媛県南部地域と県都松山市等の四国地方の主要都市との間の高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保及び一般国道56号の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年10月22日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、土工部の法面、土工構造から橋梁構造へ変更した箇所を除き都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、愛媛県南部地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に一般国道56号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、愛媛県及び県内市町の長及び議会の長からなる愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県宇和島市役所及び西予市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 愛媛県宇和島市高串字丁田、字金山、字寄防藪、字中窪、字家藤、字漆ヶ窪、字琴ノ川、字木瓜谷及び字河舞、光満字トリコへ、字下中畑、字中畑、字上中畑、字ソウカレ、字ヒビノキ、字ヒビノ木、字ヒビノ木、字榎尾、字大河内、字大川内、字山ノ下、字紙漉、字カミススキ及び字メクラ谷、三間町務田、三間町曾根並びに三間町成家地内